

令和8年度

住田町保育園入園案内

この案内における「保育所等」とは、公立保育所（園）、私立保育園、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業のことです。

なお、住田町内にある保育所（園）は、公立保育園が2園です。

保育所等の入所申込については、この案内をご一読のうえ、お申し込みください。

※申込締め切り日までに書類が不足している場合は受付できませんので、日にちに余裕をもってお申込みください。

※申込書を提出いただく際には、教育・保育給付認定や、利用調整のために、家庭の状況等をお聞きします。必ず、保護者の方がお越しください。

※申込は教育委員会事務局にて行います。保育園での出張受付日以外の受付は行っておりません。

この案内は、大切に保管し、いつでもご覧になれるようにしてください。



住田町教育委員会

電話 0192-46-3863（内線 253）

令和7年10月

☆申込期間・申込場所

- 申込期間 令和7年10月20日（月）～令和7年11月28日（金）
午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）
- 申込場所 住田町教育委員会事務局 学校教育係（電話：46-3863）

なお、次の日程で各保育園でも出張受付いたします。

- 【世田米保育園】 令和7年11月19日（水）午後3時30分から午後6時30分まで
- 【有住保育園】 令和7年11月20日（木）午後3時30分から午後6時30分まで

☆町内保育園

区分	No	施設名	所在地	利用定員	内訳			受入月齢
					2号認定	3号認定		
						0歳児	1.2歳児	
公立	①	世田米保育園	住田町世田米字火石 33-1 電話 46-3049	80	46	9	25	生後6か月～
公立	②	有住保育園	住田町上有住字山脈地 107-1 電話 48-2704	90	66	6	18	生後8か月～

（1）入所（園）期間

保育を必要とする場合は、保育の実施を希望する期間（最長で就学前まで）が入所（園）期間となります。

（2）慣らし保育

集団生活に慣れるまでは個人差があり、入園直後からの長時間保育は、お子様にとって大きな負担となります。

初めて入園するお子様については、心身の負担を少なく集団生活をスタートさせるため、通常の保育時間よりも短時間で保育する「慣らし保育」を行います。お子様の状況を見ながら、少しずつ保育時間を延ばしていきます。

※入所日より前に慣らし保育をすることはできません。

※慣らし保育期間については、状況を見ながら保育園と相談し決めていきます。

（3）障がい児保育について

各保育園等では、お子様の発達状況や個性をふまえながら、集団の中で健やかに成長できるように配慮して保育に取り組んでいます。障がい児保育は、集団保育が可能であるお子様を対象とします。

また、お子様の状況や保育士の配置等により利用時間を個別相談させていただく場合がございます。具体的にお子様の状況を理解し受け入れの体制を整えるため、医師の診断書等の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

☆教育・保育給付認定（2号認定または3号認定）

（1）教育・保育給付認定について

保育所等を利用するには、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

教育・保育給付認定は、お子様の年齢や保育の必要性の有無によって、3つの区分に分かれており、保育所（園）の場合は、年齢に応じて「2号認定」または「3号認定」に区分されます。

認定区分	年齢区分	保育の必要性	利用可能な施設	申請方法
1号認定	3～5歳	不問	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園部分）	園に直接
2号認定	3～5歳	なし	・保育所（園） ・認定こども園（保育所部分）	町に申請
3号認定	0～2歳	あり	・保育所（園） ・認定こども園（保育所部分） ・小規模保育事業	町に申請

※住田町で認定するのは、2号認定及び3号認定（保育所（園）または保育所部分）のみとなります。

（2）保育の必要量（保育を必要とする時間）

保育の必要量は、「保育標準時間（最長11時間）」と「保育短時間（最長8時間）」の2種類があります。

各家庭における保育を必要とする時間や世帯状況を確認しながら、住田町が決定します。

保育の必要量	認定例
保育標準時間（最長11時間）	主に、フルタイム就労を想定した利用時間 （月120時間以上）
保育短時間（最長8時間）	主にパートタイム就労を想定した利用時間 （月60時間以上120時間未満）

（3）保育を必要とする事由

2号認定または3号認定を受けるには、「保育の必要性」が認定要件となります。

保護者様が本入園案内4ページ目に記載している「保育を必要とする事由」に該当する場合、保育の必要性が認められるため、教育・保育給付認定を受けることができます。

《支給認定証の内容変更について》

- ◎ 保育必要量の変更は月単位です。途中で状況に変動があった場合は、翌月からの変更となります。
- ◎ 支給認定証の内容（氏名、住所、保育を必要とする事由等）に変更が生じた場合は、変更申請の手続きが必要です。詳しくは教育委員会へお問い合わせください

※教育・保育給付認定期間が満了した場合や、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、保育所等を利用することができません。引き続き保育所等を利用するためには、新たに上記の事由に該当し、2号認定または3号認定を受ける必要があります。

❖ 申込みに必要な書類及び保育を必要とする事由について

2人以上お子様について申請する場合は、人数分の書類をご用意ください。(申請書以外はコピー可)
また、同居家族については、住民票の有無や世帯分離の有無に関わらず実態のご記入をお願いします。
申請の際は、家庭の状況等をお尋ねしますので、必ず保護者の方が教育委員会へお越しください。

※郵送及び書類受付指定日以外の保育園での受け取りは行いません。

※書類不備の場合は受付ができませんので、ご注意願います。

① 保育の必要性を確認する書類【必須】

- 申込みが複数の場合は、**原本を1部用意し、不足分は写しを添付**してください。
- **児童の保護者(父、母)、65歳未満の同居者は必ず書類の提出が必要**です。
- 65歳以下の祖父母や親族と同居しており、書類の提出が出来ない場合、利用の優先度が下がります。
- 3歳児以上で職場の変更があった場合と3歳未満児は、**就労証明書の提出が必要**です。

保育を必要とする事由		必要書類	備考
□ 就労 (内定含む)	雇用されている (会社員・公務員・ パート・派遣社員等)	就労証明書 (兼産休・育休証明書)	勤務先から証明を受けてください
	自営業(町内)	就労(自営・農業)証明書	就労状況を記入の上、お住まいの地区の民生委員より証明を受けてください
	自営業(町外) ・内職	就労(自営・在宅就労)申出書	確定申告書の写し(最新のもの)または締結している契約がある場合は契約等の写しの添付が必要です
□ 妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> • 母親が妊娠中(出産間近)であるか、または週産後間もないため、その児童の保育ができない場合 	父母氏名、出産(予定)日が確認できるページの母子手帳の写し	入所決定期間は産前産後8週を含む月初から月末となります
□ 保護者の疾病・障がい	<ul style="list-style-type: none"> • 疾病にかかり、もしくは負傷し、または自身に障がいがあるためその児童の保育ができない場合 	診断書等	診断書の場合は療養が必要な期間と日中保育が難しい旨の記載が必要です
□ 同居親族の介護・看護 ※長期間入院等をしている親族を含む	<ul style="list-style-type: none"> • 兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時、介護または看護している場合 	介護を受ける方の診断書または身体障がい者手帳・療育手帳の写し	診断書の場合は常時介護が必要な旨の記載、身体障がい者手帳・療育手帳の場合は等級が確認できるページ
□ 求職活動	<ul style="list-style-type: none"> • 保護者が求職活動中のため、その児童の保育ができない場合(起業準備を含む) ※入所決定機関は90日を経過する日が属する月の末日までとなります 	求職活動(起業準備中)であることの申立書	保育所入所希望日から90日以内の期間で記入してください
□ 就学	職業訓練校等における就業訓練等を受けている場合	在学証明書	在学中の学校から証明を受けてください
□ 育児休業中※	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること(認定期間は1年間)	就労証明書 (兼産休・育休証明書)	休職の場合欄に育児期間が記載されたもの

☆利用者負担額（保育料）について

○利用者負担額（保育料）算定の根拠となる住民税

令和5年4月より、住田町に住所のあるお子様の保育園入園について、年齢を問わず保育料及び副食費を無償としております。（土曜保育、延長保育、一時保育も同様に無償です。）

ただし、無償化する前の保育料を算定する必要があるため、住民税の課税状況等を確認しなければならないことから、税務申告は必ず行っていただきますようお願いいたします。

課税状況の確認内容は次のとおりです。（途中入所の方を除く）。

対 象 月	算定根拠となる税
入園年度の4月～8月分	前年度市町村民税所得割・均等割額に基づいて算定（前前年分所得）
入園年度の9月～3月分	入園年度市町村民税所得割・均等割額に基づいて算定（前年分所得）

・利用者負担額（保育料）を決定する際の市町村民税所得割課税額計算にあたっては、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除等）は適用されませんのでご注意ください。

○住田町に住民票のある方が他自治体で課税されている場合は、必ず教育委員会にご連絡ください。

○確定申告を忘れずに行ってください。未申告の場合は、入園を保留する場合があります。

★利用者負担額（保育料）の算定対象となる方

利用者負担額（保育料）は、保護者の市町村民税額を基に算定しており、次の「扶養親族」を算定対象としています。

◎ 父、母、事実婚の父母（保護者）

◎同居親族「主に家計を支えている者」 ⇒ 保育園入所児童を扶養控除対象としているか、健康保険等において扶養家族としているか、世帯において最も収入が多い、最も多く納税している、などを総合的に勘案して定めるものとします。

※「同居」とは、実態として同じ世帯に居住していることです（住民票が無い場合や世帯分離の場合も同居とみなします）。

※入園する児童の父母が婚姻継続中である場合は、別居の場合でも同一世帯とみなします。

◆住田町保育料徴収基準額表（※改訂される場合があります。）

階層区分		徴収基準額（月額）	
		3号認定 （3歳未満児）	2号認定 （満3歳以上児）
第1階層	生活保護世帯	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯 （※第2子は全額免除）	0	0
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	0	0
※特第3階層	第3階層のうち、ひとり親世帯または障がい者がいる世帯	0	0
第4階層	市町村民税所得割課税額 48,600円以上97,000円未満	0	0
※特第4階層	市町村民税所得割課税額 48,600円以上77,101円未満の ひとり親世帯または障がい者がいる世帯	0	0
第5階層	市町村民税所得割課税額 97,000円以上169,000円未満	0	0
第6階層	市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	0	0
第7階層	市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	0	0
第8階層	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	0	0

✿土曜保育について

住田町では、世田米・有住の両保育園において土曜日の全日保育を実施しております。

利用条件は児童の年齢に関わらず、就労等により、家庭保育が困難な世帯に限りますので、希望する場合は入園する保育園へお申し出ください。

また、土曜保育を利用する場合は、毎月必要書類を提出いただくこととしております。

なお、保育士及び保育園の状況により利用を調整させていただく場合もございますのでご了承ください。

✿延長保育について

*延長保育の時間は、午後6時30分から午後7時までです。

*延長保育は利用申込書を提出し、利用が決定してからサービスを受けられます。

*お迎え時間が予定より遅くなる場合は、必ず保育園へ連絡するようにしてください。

☆一時的保育について

保護者の就労形態の多様化や傷病等により一時的、または緊急に保育を必要とする場合には「一時保育」を実施します。

非定型保育サービス	保護者の就労形態、職業訓練、就学等の事由により、家庭での保育が困難となる児童に対し、原則として平均週3日を限度として行います。
緊急保育サービス	保護者が傷病、事故、出産、看護、社会奉仕活動、冠婚葬祭、自然災害等の事由により、緊急的、一時的に家庭での保育が困難となる児童に対して行います。
私的理由による保育サービス	保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するために一時的に保育を必要とする児童に対し行います。

※保育園や保育士の状況により、保育を実施できない場合もあります。

☆幼児教育・保育無償化について

令和5年4月より、住田町に住民登録しているお子様の入園につきましては、年齢を問わず、すべての保育等費用（※保護者様負担額）を無償としております。

☆保育園等の退所について

入園後、家庭の事情等で退園する場合はお早めに保育園に連絡の上、退園届を教育委員会へ提出してください。（退園届の用紙は、各保育園または教育委員会に備えております。）

また、次の場合、住田町では保育認定が出来なくなりますのでご注意ください。

- ◎住田町外に居住（転出）する場合（※転出先自治体より、管外保育としての申請があった場合を除く。）
- ◎教育・保育給付認定期間が満了となった場合
- ◎保育を必要とする認定を受けることができなくなった場合

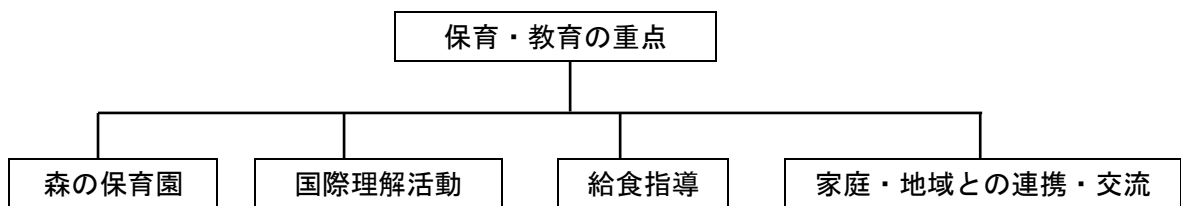
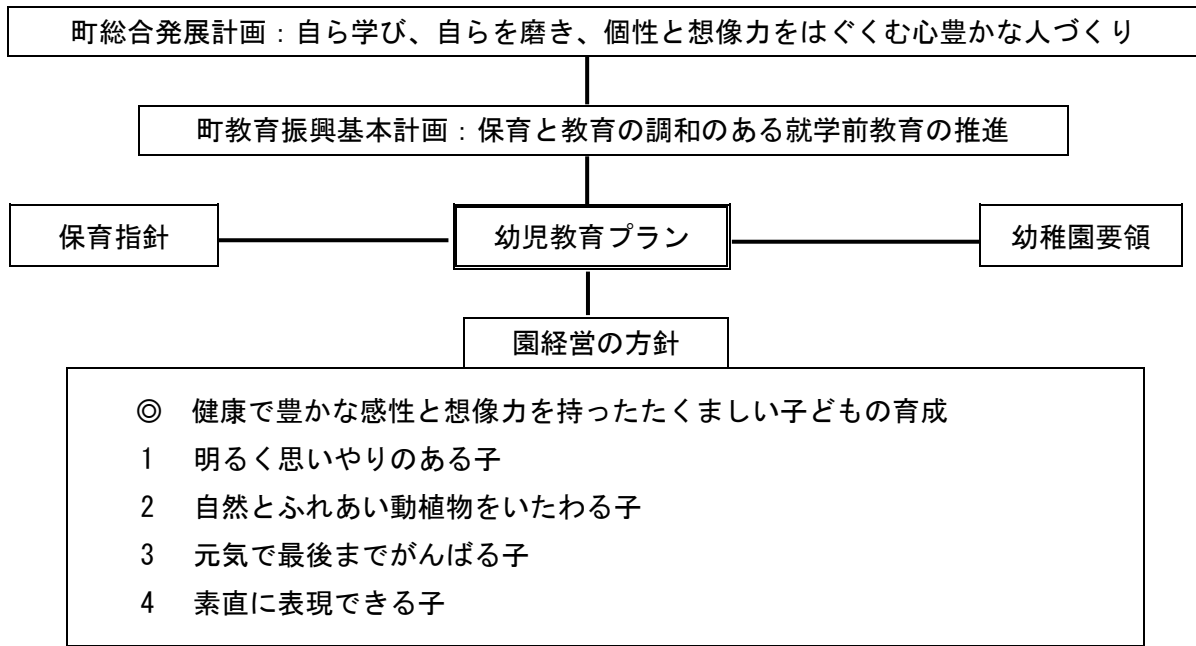
（例）

- 「就労を理由に保育施設を利用していたが、退職した（月60時間以上就労していない）」
- 「求職活動を理由に保育施設を利用したが、就労しなかった（90日以内に就労しなかった）」
- 「疾病を理由に保育施設等を利用していたが、完治した」

☆留意事項

- ① 入園決定後、辞退される場合は速やかに教育委員会へ連絡してください。
- ② 保育の実施期間は、小学校に入学するまでの保育の実施が必要と見込まれる期間で決定します。
- ③ 次のようなときは、保育園または教育委員会へ必ず届け出てください。
 - ・保育に欠けなくなったとき（満3歳未満児のみ）
 - ・入所児童が1ヵ月以上欠席するとき
 - ・入所児童、保護者が住所・姓を変更したとき、世帯構成に変更があったときなど

✿ 保育園経営の全体像



◆ 主な年間行事 ◆

- 4月 入園歓迎会（町内保育園では、在園児童のみで行う入園歓迎会になり、入園式はありません）
- 6月 プール開き
- 7月 セタまつり、夕涼み会
- 9月 運動会
- 10月 栗拾い、ハロウィン
- 11月 生活発表会、七五三参り
- 12月 クリスマス会
- 1月 みずき団子づくり
- 2月 節分豆まき
- 3月 ひなまつり、お別れ会、卒園式



その他、月齢や季節に合わせた行事

お誕生会、交通安全教室、避難訓練、発育測定、国際理解活動、森の保育園、
 保育参観、小学校・老人施設等との交流、クッキングなど・・・

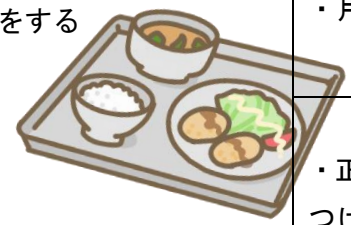
* 行事の内容は保育園ごとに異なります。詳しくは、保育園から配布されるお手紙や案内等をご確認ください。

〈1日の保育プログラム〉

時刻	0～2歳児	3～5歳児
7:30	<p>順次登園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・挨拶をする ・整理整頓 ・室内外の遊具を使い、自分の好きな遊びを楽しむ 	
9:00	<p>おやつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先生や友達と仲良く遊ぶ 	<p>クラス活動</p> <p>全体活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な活動（視聴覚、造形、音楽リズム活動、健康、安全、集団生活のきまりなどを身につける） ・片づける
11:00	<p>昼食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スプーンや箸の扱いに慣れる ・歯みがきをする 	<p>昼食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正しい食習慣や衛生習慣を身につける ・食事の用意や、片づけをする
11:30	<p>お昼寝</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着替え、衣服の整理整頓など、できるだけ自分でする 	
12:00	<p>お昼寝 静かな遊び</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝具の準備と片づけ ・絵本や紙芝居、音楽等を静かに見たり、聞いたりする 	
13:00	<p>おやつ</p> <p>帰りのつどい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の持ち物を整理整頓して、降園の準備をする ・挨拶をする 	
15:00	<p>順次降園</p> <p>居残り保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分で選んだ遊びをしながら迎えを待つ 	
18:30	<p>延長保育</p>	
19:00	<p>延長保育</p>	

個々に応じた授乳・食事・排泄おむつ交換・遊び

個々に応じた排泄・手洗い・着脱・その他自立のための活動



※これは目安です。子どもたちの月齢や様子に合わせてながら、保育計画を作成していきます。

◆保育園入所申込チェックリスト

※申請書を提出する前に、ご確認ください。

	確認	提出書類	備考
すべての方	<input type="checkbox"/>	・支給認定申請書兼保育所入所申込書	※身分証明書とは、顔写真付きのもの（運転免許証等）を指します。 お持ちでない場合は、保険証+診察券など、2種類の証明書（写し）を添付してください。
	<input type="checkbox"/>	・身分証明書の写し（運転免許証など） ※申請者（保護者）分のみ	
	<input type="checkbox"/>	・同意書	世帯の課税状況の確認に係る同意書です。
満3歳児未満及び新規に申請する場合 ※注1 ※注2	保育を必要とすることを証明する書類		※就労証明書、疾病等の証明願、申立書などは、 65歳未満の同一世帯員全員分が必要 ですので、複数枚必要な方はコピーしてお使いください。
	<input type="checkbox"/>	①就労（予定）証明書	会社員等
	<input type="checkbox"/>	②就労状況申告書	自営業、農林業等
	<input type="checkbox"/>	③母子手帳（写し）	出産前後が理由の場合
	<input type="checkbox"/>	④診断書	病気、心身障害等
	<input type="checkbox"/>	⑤看護・介護状況申告書等	病人の看護、介護等
	<input type="checkbox"/>	⑥在学証明書等	就学
	<input type="checkbox"/>	⑦求職活動報告書	求職
	<input type="checkbox"/>	⑧申告書	災害、虐待、その他
その他	<input type="checkbox"/>	身障者手帳、療育手帳、特別児童手当証書の写し	在宅障害者がいる世帯
	<input type="checkbox"/>	入所児童の状況調査票	入所希望児童及び世帯、別居の祖父母の状況について確認します。
	<input type="checkbox"/>	前年度市町村民税課税証明書（※ <u>新年度分は6月以降に交付</u> ）	1月1日に住田町外にお住まいの場合は、 <u>前住所地の役所で証明書の交付を受けてください。</u>

※注1) 満3歳児未満とは、入園年の4月1日時点の満年齢を基準とします。

※注2) 満3歳児以上で新規で入園希望の方、在園児で継続入園希望される方も、世帯の状況に変更があった場合（勤務先の変更など）にはあらためて就労証明書等を提出してください。（入所判定には関わりませんが、保育園において、ご家庭の状況を確認させていただくためです。）



問い合わせ先

●入園申込方法や保育料について

住田町教育委員会学校教育係 電話 46-3863

●保育内容や一時保育、子育て相談について

住田町立世田米保育園 電話 46-3049

住田町立有住保育園 電話 48-2704